

ID: 5378

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	措置命令不履行に対する業務停止等		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第7項(第144条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (監督) 第56条 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日